|  |  |
| --- | --- |
| 名称（店名等）・勤務地（何市等） |  |
| 賃金 | 時給　　　　　　日給　　　　　　　　交通費　　　　円　・　　　　　円　・　（　有　/　無　） |
| 勤務条件 | 曜　日：　時　間：　【内、勤務時間：　　時間、休憩時間　　分間】期　間：令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 仕事内容（具体的に） |  |
| 募集人員 | 　　　　名 |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| 申込責任者（自署） |  |
| 職種（○をつけてください） | 小売（商店・ｺﾝﾋﾞﾆ・ｽｰﾊﾟｰ・売店・その他）・宿泊施設・飲食店・塾・家庭教師一般企業（工場・ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ・警備・ｺﾞﾙﾌ場・その他）・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 |  |

※以下は大学記入欄になります。

 　　　　　　から1か月間掲示

2枚目（裏面）以降は正しく表示されませんので、求人表は必ず1枚目（表面）に収まるようにご記入をお願いします。

【学生アルバイト申し込み上の注意事項】

◎契約・賃金等について

・学生の本分は勉学ですので、学業に差支えのないようにお願いします。

・労働契約の締結段階において、労働条件（賃金・労働時間・就業場所等）を必ず明示してください。

・学生アルバイトは労働基準法の適用対象です。労働基準法を遵守してください。

・8時間を超える労働に関するものは、受付できません。

・労働時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分の休憩時間を労働時間の途中に与えられていなければなりません。

・各県の最低賃金を下回る賃金の場合は、受付できません。

・風俗関係の業種については、防犯対策上受付できません。

・酒類の販売が主な業種（スナック、バーなど）については、20歳未満飲酒防止のため受付できません。

・ギャンブル及びギャンブル的要素を持つ業種（パチンコ、パチスロ店）は、防犯対策上受付できません。

・運転（通勤以外）など危険業務は受付できない場合があります。

・勤務時間が午後10時～午前5時の深夜帯になる場合は、防犯対策上受付できません。

・選挙における後援会活動に関わるものは、受付できません。

◎掲示について

・「アルバイト求人票」の用紙に不備のないように署名をして、持参か郵送してください。（FAX・電子メールでの受付はしておりません。）

・本学ではアルバイトの斡旋はいたしません。

・求人票掲示期間は受付日より１か月間です。掲示の延長をご希望の際には、再度求人票をご提出ください。

・募集人数に達しましたら、掲示を外しますのでご連絡ください。